

請 負 契 約 書 (案)

- 1 契約業務名 福井まちなかキャンパス造作物設計・製作・設置業務
- 2 契約金額 金 円
(うち取引に係る消費税額および地方消費税の額 金 円)
- 3 履行期限 令和9年3月12日
- 4 履行場所 福井県福井市手寄1丁目4番1号
公立大学法人福井県立大学 福井まちなかキャンパス
- 5 契約保証金 金 円
- ※ 契約保証金は、契約金額の100分の10以上。
 - ※ 保険証券、保証証券が提供された場合は、保険または保証に付される金額を記載。
 - ※ 契約事務取扱細則第38条第1項の規定に該当する場合は、「免除」と記載。

公立大学法人福井県立大学（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1
公立大学法人福井県立大学
理事長 窪田 裕行

乙

契 約 条 項

（契約の要項）

第1条 この契約の要項は、頭書のとおりとする。

（業務の実施方法）

第2条 乙は、別添仕様書および甲が必要に応じて指示する事項を遵守の上、誠実にこれを履行しなければならない。

（調査等）

第3条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し業務の処理状況について報告もしくは資料の提出を求め、または必要な指示を与えることができる。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第4条 乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

（一括下請等の禁止）

第5条 乙は、本業務の処理を自ら行うものとし、業務の全部または一部を第三者に請け負わせ、もしくは委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により、乙は、再委託の承認を求める場合は、再委託先、再委託の理由、再委託する業務の内容、再委託に係る契約予定金額および再委託の契約期間を記載した「再委託承認申請書」を提出しなければならない。

3 乙は、甲に対して再委託先の行為について全責任を負うものとする。

（実績報告および検査）

第6条 乙は、業務が完了したときは、速やかに仕様書に定める成果物を甲に提出し、甲の命じた職員の検査を受けなければならない。

2 甲は、成果物が仕様書、別紙および甲の承認を受けた製作図等に適合していないと認めるときは、期日を定めて業務の手直しをさせることができる。この場合の費用は、乙の負担とする。

（成果物の引渡し）

第7条 乙は、前条に規定する検査に合格したときは、履行場所において遅滞なく当該成果物を甲に引き渡さなければならない。

（危険負担）

第8条 前条の規定による引渡しの前に生じた成果物の滅失、損傷等に係る負担は、甲の責めに帰すべき理由による場合を除き、すべて乙の負担とする。

（契約不適合責任）

第9条 甲は、第7条の規定による引渡しの後、成果物がこの契約の内容に適合しない場合には、乙の負担において当該成果物の修補、代替物の引渡しまたは不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。この場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて請負代金の減額の請求または契約の解除をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、第7条の規定による引渡しの後、成果物がこの契約の内容に適合しない場合には、乙に対して損害を賠償させることができる。

（請負代金の支払）

第10条 乙は、第7条の規定による引渡しの後、甲に対して請負代金の支払を請求するものと

し、甲は乙からの適法な請求書を受領したときは、その日の翌月 25 日までに請負代金を支払うものとする。ただし、25 日が日曜日、土曜日および国民の休日の場合はその翌日とする。

- 2 甲の責めに帰すべき理由により、前項の支払期限までに請負代金を支払わない場合は、乙は甲に対して未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条の規定により定められた割合で計算した金額を遅延利息として請求することができる。

（履行遅延）

第 11 条 甲は、乙の責に帰すべき事由により履行期限までにその義務を履行しないときは、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条の規定により定められた割合で計算した金額を遅延利息として徴収する。

（契約の解除）

第 12 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- （1）その責に帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。
- （2）この契約を履行せず、または履行を継続することができないと認められるとき。
- （3）誠実に業務を履行する意思がないと認められるとき。
- （4）契約の履行につき、不正の行為をしたとき。
- （5）契約の解除を申し出たとき。
- （6）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員または同条第 2 号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有している者と認められるとき。

（違約金等）

第 13 条 前条の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を甲に支払うものとする。ただし、甲に違約金の額を超える損害が発生した時は、甲はその超過額を請求することができる。

- 2 前項の場合において、契約保証金の納付またはこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は当該契約保証金または担保をもって違約金に充当することができるものとする。

（損害賠償請求権）

第 14 条 乙は、業務の履行に関し、乙の故意または過失により甲に損害を与えたときは、損害賠償の責めを負う。

- 2 乙は、業務の履行に関し、乙の故意または過失により第三者に損害を与えたときは、当該第三者にその損害を賠償するなど適切な対応をするものとする。

（著作権等権利の処理）

第 15 条 乙は、本業務の履行にあたり、第三者が有する著作権、特許権等の排他的権利を侵害してはならない。

- 2 乙は、本業務の履行上、前項の排他的権利を使用する必要がある場合は、その権利関係を処理するものとする。

- 3 乙が、前 2 項の規定に反したことにより甲が損害を受けた場合は、甲は乙に対して損害賠償を請求することができるものとする。

（秘密の保持）

第 16 条 乙は、本業務の履行中に知り得た秘密および甲の大学事務などで一般に公表されていない事項を他にもらしてはならない。

- 2 前項の守秘義務については、業務終了後および契約解除後においても同様とする。

(グリーン購入)

第 17 条 乙は、事業の実施において物品等を調達する場合、「福井県庁グリーン購入推進方針（平成 13 年 4 月 27 日策定）」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(疑義等の決定)

第 18 条 この契約に定めのない事項およびこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(紛争等の解決)

第 19 条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第 1 審の管轄裁判所とする。